

(案)

災害等における徳山ダム管理所機械設備の応急対策業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、独立行政法人水資源機構徳山ダム管理所で管理する機械設備において、地震・風水害その他による災害又は不測の事故、故障の発生並びに災害の発生のおそれがある場合（以下「災害等」という。）に独立行政法人水資源機構徳山ダム管理所長（以下「甲」という。）が実施する応急対策業務に関し、これに必要な機械電気技術者、資機材並びに必要な機器類（以下「技術者等」という。）の提供について、株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）に協力要請する際の事項について定めるものである。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害等の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請をおこなった時をもって発動する。

- 2 乙は、本協定締結後、緊急連絡先及びダムまでの派遣に要する所要時間をすみやかに通知するものとする。なお、その内容を変更する場合は、その都度通知するものとする。

(対象設備)

第3条 応急復旧業務の対象設備は、次のとおりとする。

- ・〇〇〇〇設備
- ・〇〇〇〇設備

(業務の要請)

第4条 甲は、災害等の実状に応じて、乙に対し業務内容、日時、場所を指定して技術者等の提供を要請するものとする。

- 2 甲は、乙に対し前項の要請をおこなうときは、文書によりこれをおこなうものとする。
- 3 甲は、災害等において前項の規定によりがたいときは、乙に対し口頭による要請ができるものとし、後日文書により整理するものとする。
- 4 乙は、甲から前三項の規定により要請があった場合には、特別の理由がない限り、甲に対して技術者等の提供の協力をおこなうものとする。

(費用負担等)

第5条 第3条の規定により乙が使用した技術者等の提供に要する費用は甲が負担する。

- 2 甲は、第3条の規定による要請後、乙と遅延なく請負契約を締結するものとする。
- 3 前一項に規定する費用は、応急対策着手後、施工内容が確定した時点で設計図書等に基

づき、甲乙協議して決定するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない事由により、第三者に損害を及ぼした場合又は技術者等に損害が生じた場合には、乙は、その事実を発生後遅延なく、その状況を書面により甲に報告し、その処置について協議して定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めていない事項、又は本協定に疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の適用される期間は、協定締結の翌日から令和5年3月31日までとする。
ただし、期間の満了する日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し、この協定の変更、又は終了する旨の意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年間延長するものとし、以後も同様とする。

附 則

この協定は、令和○年○月○日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 独立行政法人水資源機構徳山ダム管理所
所 長 有 馬 慎 一 郎

乙 株式会社○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○